申請・届出期日早見表（R6.11月修正版）

申請・届出項目		提出期限
○指定申請	事業計画書（県事前協議）	指定予定日が属する月の前々月の10日 （共同生活援助については前々月の10日までに県事前協議を完了する）
	申請書類一式	指定予定日が属する月の前々月の末日
○廃止届		廃止の１か月前まで （最終営業日を廃止日とする）
○休止届		休止の１か月前まで （休止期間は最長で１年間）
○指定更新申請		指定期間満了日の属する月の前月の末日
○加算届	新規算定・上がるとき	毎月15日 （過ぎた場合は翌々月分から算定）
	取り下げ・下がるとき	事象発生後速やかに提出（変更月内）
~~○変更指定申請~~	~~定員の増員（生活介護・就労継続支援Ａ型及びＢ型に限る）~~	~~変更の１か月前まで（事前）~~
	~~指定障害者支援施設における施設障害福祉サービス種類の変更~~	
	~~施設入所支援における入所定員（生活介護に係るものに限る）の増員~~	
○変更届出	従たる事業所の設置	変更の１か月前まで（事前）
	単位追加	
	共同生活住居の追加（共同生活援助）	
	体制等状況一覧における施設等区分の変更	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	申請者の名称	
	法人（主たる事務所）の所在地	
	事業所の定員**増**（生活介護・就労継続支援Ａ型及びＢ型**以外の**増員に限る）	
	事業所の定員**減**（全サービス）	
	事業所の平面図及び設備の概要	変更日より10日以内（事後）
	申請者の所在地	
	代表者の氏名及び住所	
	事業所の管理者の氏名及び住所	
	事業所のサービス管理責任者・サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	
	運営規程の変更	